

単 位 認 定 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、Y I C看護福祉専門学校学則第8条第4項の規定にもとづき、授業科目の単位認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(必要な単位等)

第2条 各学科の単位取得については学則別表に掲げる全ての授業科目について履修しなければならない。

(授 業)

第3条 各授業科目の学習及び実習については、次の各号に従って受講しなければならない。

- (1) 各学科学年の所定の時間割により受講する。
- (2) 1時限は2時間(90分)とする。
- (3) 授業科目及び実習ごとに出席を確認する。
- (4) 授業科目及び実習には十分な事前準備をして臨む。

(始業時刻及び授業時間)

第4条 始業・終業時刻及び授業時間は次のとおりとする。

講義時間

1時限	9 : 1 5 ~ 1 0 : 4 5
2時限	1 0 : 5 5 ~ 1 2 : 2 5
3時限	1 3 : 1 0 ~ 1 4 : 4 0
4時限	1 4 : 5 0 ~ 1 6 : 2 0

- 2 ただし、必要な科目によっては上記以外とし、その事項については別に定める。
- 3 学校長が必要と認めたときは、前項の時間を変更することができる。

(認定試験及び成績評価の要件)

第5条 成績評価は、学則別表の教育課程にもとづく各科目の所定時間の3分の2以上(介護福祉学科の実習については、出席すべき時間数の5分の4以上)出席し、当該科目の認定試験及び実習評価を受けた者に対し行う。ただし、欠席の理由が次の各号に該当する(公欠を含む)場合は、原則として事情を証明するものを添えて補習願を提出し、校長が承認した場合は、該当する授業科目の担当講師の補習又は実習科目の追実習を受けて評価を受けることができる。

- (1) 忌 引
- (2) 病 気
- (3) 交通停止、天災地変
- (4) その他(校長がやむをえないと認めた場合)

(成績の評価)

第6条 学業成績の評価は秀・優、良、可、不可の5段階とし可以上を合格とする。

可否区分	評点	評価	評価判定
合格	100点～90点	秀	特に優れた学力を示した
	89点～80点	優	優れた学力を示した
	79点～70点	良	妥当と認められる学力を示した
	69点～60点	可	合格と認められる最低限度の学力を示した
不合格	59点以下	不可	合格と認められるに足る学力を示さなかった
未履修	—	—	規定の出席日数を満たさなかった者

(授業及び実習の単位認定)

第7条 授業科目の単位は、筆記試験、小試験、レポート、実技試験等を行い、前条に規定する合格に達した者は、当該授業科目の単位を与える。

- 2 評価に際しては、シラバス等で評価基準を周知し、その基準により評価する。
- 3 実習授業科目は、実習指導者および担当教員が実践状況、実習にかかわる諸記録、レポート及び実習態度により、総合的に評価する。
- 4 正当な理由なく認定試験を受けなかった者については、当該授業科目の評価対象外となり単位未修得となる。
- 5 認定試験において不正行為を行った者は、学生懲戒規程に基づき処分を行う。

(追試験・追実習)

第8条 認定試験を第5条の欠席理由により受けることができなかったと認められた場合は、追試験・追実習を受けることができる。その場合期限までに「追試験願」・「追実習願」を提出しなければならない。

- 2 「追試験願」・「追実習願」の提出は、原則として事情がなくなった時点で速やかに提出する。
- 3 追試験・追実習には、原則としてやむをえない事情を証明するものを添えなければならない。
- 4 追試験・追実習の評価は、事由により別表に定めた評定基準で評価する。

(再試験・再々試験・再実習)

第9条 科目の評価が不可の者は再試験又は再実習を受けることができる。

- 2 再試験・再々試験を受験する場合は再試験願・再々試験願、再実習を受験する場合は再実習願を提出しなければならない。
- 3 再試験・再々試験及び再実習の成績60点以上で合格とする。
- 4 再試験・再々試験及び再実習の得点は60点を超えた場合でも60点とし評価を可とする。
- 5 再々試験・再実習の得点が60点未満の場合は不合格となり評価を不可とする。
- 6 再試験料・再々試験料及び再実習料の金額は別に定める。
- 7 再実習は、年間1科目とする。

(再履修)

第 10 条 規定の出席日数を満たさなかった者は、再履修しなければならない。

2 再履修する者は再履修願を校長に提出しなければならない。

(進級の認定)

第 11 条 進級の認定は、進級判定会議を経て校長が行う。

2 成績評価がすべて可以上であること。

3 原則として学費を完納していること。

4 進級の条件が満たされない者は留年とする。ただし、単位未修得科目が 1 科目で 2 単位以下の者は、進級判定会議において次年度、上記を満たす見込みがあると認められた場合、条件付き進級とし、原則再履修とする。

(卒業の認定)

第 12 条 卒業の認定は、卒業判定会議を経て校長が行う。

2 欠席時間数が出席すべき時間数の 3 分の 1 (介護福祉学科の実習については、出席すべき時間数の 5 分の 1) を超えていないこと。

3 教育課程に定める必修の全授業科目の単位を修得し、全課程の修了が認定されていること。

4 学費を完納していること。

(雑 則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1. この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
2. 平成 23 年 4 月 1 日から一部改正する。
3. 平成 24 年 4 月 1 日から一部改正する。
4. 平成 29 年 4 月 1 日から一部改正する。
5. 平成 30 年 4 月 1 日から一部改正する。
6. 平成 31 年 4 月 1 日から一部改正する。
7. 令和 2 年 4 月 1 日から一部改正する。
8. 令和 3 年 4 月 1 日から一部改正する。
9. 令和 5 年 4 月 1 日から一部改正する。

別表 (第 8 条関係)

欠席事由	添付書類	評価基準
三親等以内の忌引	会葬礼状等	10割
不慮の事故	事故証明又は罹災証明	
交通機関の途絶又は遅延	事故証明又は遅延証明	
学校保健安全法施行規則に定める出席停止	診断書	
就職試験 (事前調整が可能な場合を除く)	受験報告書	8割
出席停止を必要とする疾病以外の疾病	診断書等	
その他校長が特に認める場合	欠席事由を証明するもの	

